

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年6月13日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区中学生ポートランド市派遣事業等業務委託

(2) 業務内容

説明書 II. 仕様書のとおり。

(3) 履行期間

①令和7年度ポートランド市表敬訪問及び実地踏査業務委託

契約締結日～令和8年3月31日

②令和8年度世田谷区中学生ポートランド市派遣事業業務委託

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和9～10年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

なお、共同事業体による参加（コンソーシアム）による参加場合は、(5)は代表企業となる事業者が条件を満たすもので足りるものとし、(1)～(4)、(6)については、全ての構成員が満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 平成30年度以降に小・中学生の海外派遣事業を実施した実績を有していること。

- (6) 「世田谷区中学生ポートランド市派遣事業等業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

【構成員は以下の通り。】

委員長	学校教育部長	秋山 武徳
副委員長	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
委員	教育指導課統括指導主事	稲 満美
	教育指導課指導主事	高麗 裕太
	梅丘中学校長	石綿 健一郎

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解
- (2) 実施体制
- (3) 現地プログラム内容
- (4) 学習会の実施体制
- (5) 危機管理体制
- (6) 類似業務に係る受託実績
- (7) 受託経費見積の妥当性
- (8) ヒアリングでの説明内容の的確性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

(世田谷区役所東棟6階603番窓口)

電話：03-5432-2706 ファクシミリ：03-5432-3041

(2) 説明書の交付期間及び方法

①提案条件説明書の交付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで

②方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/keiyakunyuusatsu/category/13141.html>

トップページ→事業者の方へ→現在募集中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援

ページID：13141

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

①期限

令和7年6月27日(金)午後5時まで

②提出先

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(世田谷区役所東棟6階603番窓口)

③方法

持参または郵送(期限までに必着、簡易書留に限る)による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

④提出書類及び部数

様式1「参加表明書」【正本 1部】

2(5)の要件を満たすことが確認できる書類 【1部】

なお、共同提案による参加(コンソーシアム)の場合は以下も提出すること。

様式2-1「共同事業体構成書」【1部】

様式2-2「共同事業体協定書兼委任状」【1部】

様式2-3「委任状」【1部】

以下の書類は、世田谷区の競争入札参加資格を有している事業者は提出不要。

A. 履歴事項全部証明書 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

B. 税務署が発行する納税証明書(「法人事業税(「地方法人特別税」を含む)」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」) 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可) 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

D. 財務諸表(過去3年間)【正1部】

⑤辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式3「参加辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①期限

令和7年7月28日(月)午後5時まで

②場所

5(1)に同じ(世田谷区役所東棟6階603番窓口)

③方法

持参又は郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 契約保証金 免除
- （３） 契約書作成の要否 要
- （４） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （５） 関連情報を入手するための照会窓口 「５（１）担当部課」に同じ
- （６） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７） 詳細は説明書による。
- （８） 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- （９） 提案書の提出後に「２ 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。